

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年5月 28 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500731号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600007号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年1月31日から同年4月1日に訂正し、同年1月から同年3月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成6年1月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成11年3月1日から平成13年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年3月から平成13年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から20万円とする。

平成11年3月1日から平成13年10月1日までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成6年1月31日から同年4月1日まで
② 平成11年3月1日から平成16年9月27日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①に係る被保険者記録がない。また、請求期間②に係る標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と比べて低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年1月31日より後の同年4月

5日付けで、同年1月31日と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において、平成6年4月5日付けで、厚生年金保険に加入していた17人全員について、被保険者資格の喪失年月日が同年1月31日に遡って記録されているところ、そのうち13人については、雇用保険の加入記録により、同日以降も同社に継続して勤務していることが確認できる上、事業主及び3人の取締役は、同年4月5日付けで、標準報酬月額の変及減額処理も行われていることが確認できる。

さらに、商業登記の記録により、A社は請求期間①において法人事業所であることが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成6年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年4月1日とすることが妥当である。

また、平成6年1月から同年3月までの標準報酬月額については、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理前の記録から、20万円とすることが必要である。

- 2 請求期間②のうち、平成11年3月1日から平成13年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、平成13年4月17日付けで、平成11年及び平成12年の定時決定の記録を取り消し、平成11年3月1日に遡って9万8,000円に減額処理され、当該減額処理後の標準報酬月額は、平成13年の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において平成13年4月17日に厚生年金保険に加入している7人のうち請求者を含む4人が、同日付けで、標準報酬月額を遡って減額処理されていることが確認できる。

さらに、上記4人のうちの一人から提出された給与支給明細書によると、平成11年7月及び同年8月並びに同年10月から平成13年1月までの期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、遡及減額処理後の標準報酬月額を上回っていることが確認できる上、別の一人は、給与の分割支給が何回もあり、会社の経営状態は良くなかった旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成13年4月17日付けで行われた遡及減額処理は事実即したのものとは考え難く、請求者について平成11年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、平成13年4月17日付けで行われた遡及減額処理の結果として記録されている請求者の平成11年3月から平成13年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

- 3 請求期間②のうち、平成13年10月1日から平成16年9月27日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間に係る請求者の標準報酬月額は、平成13年から平成16年までの定時決定により9万8,000円と記録されているところ、当該標準報酬月額については、遡及減額処

理等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

また、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も亡くなっている上、請求者も給与支給明細書等の資料を保有していないことから、請求者の平成13年10月1日から平成16年9月27日までの期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

このほか、請求者の平成13年10月1日から平成16年9月27日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間②のうち平成13年10月1日から平成16年9月27日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。